

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－２－６ <u>電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u> <u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u> <u>ただし、基準日報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</u> <u>(1) 主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長が、事前に、基準日報告書の提出に係る前払式支払手段発行者の電子メールアドレスについて把握していること。</u> <u>(2) 当該財務局長から、当該前払式支払手段発行者に対し、上記(1)の電子メールアドレスからの基準日報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</u> <u>(3) 当該前払式支払手段発行者が、上記(2)の連絡を受けた後、当該財務局長に対して、上記(1)の電子メールアドレスから基準日報告書を送信すること。</u></p>	<p>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－２－６ <u>書面・対面による手続きについての留意点</u> <u>前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等及び当局から前払式支払手段発行者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u> <u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u> <u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u> <u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、前払式支払手段発行者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u> <u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u> <u>このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係る</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的な手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p>	<p><u>もの以外についても、Ⅲ－２－７に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－２－７ 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>Ⅲ－２－６を踏まえ、前払式支払手段発行者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）並びに発行保証金に係る権利の実行の申立ての手続及び前払式支払手段に係る債権の申出の手続に関する添付書類については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的な手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。 <u>（新設）</u></p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>（中略）</p> <p>別紙様式 3（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p>	<p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。 <u>なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>（中略）</p> <p>別紙様式 3（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p>
<p>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っている者に対する警告書 （案）</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>（略）</p>	<p>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っている者に対する警告書 （案）</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長</p> <p>（略）</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>別紙様式 4 (日本産業規格 A 4)</p> <p>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っているおそれがある者に対する照会書</p> <p>(案)</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式 4 (日本産業規格 A 4)</p> <p>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っているおそれがある者に対する照会書</p> <p>(案)</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p>財務(支)局長</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式 5 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>文書番号 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式 5 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>文書番号 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>財務(支)局長</p> <p>(略)</p>
<p>別紙様式 7 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>文書番号 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式 7 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p>文書番号 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>財務(支)局長</p> <p>(略)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>別紙様式 8（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>監 督 局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">財 務（支）局 長 印</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式 8（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>監 督 局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">財 務（支）局 長</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 9（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財 務（支）局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">財 務（支）局 長 印</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式 9（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財 務（支）局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">財 務（支）局 長</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 11（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財 務（支）局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">財 務（支）局 長 印</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式 11（ひな型）（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財 務（支）局 長 殿</p> <p style="text-align: right;">財 務（支）局 長</p> <p>（略）</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																																																
<p>別紙様式 12（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 財務（支）局長 印</p>	<p>別紙様式 12（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 財務（支）局長</p>																																																
<p>別紙様式 13（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">縦覧の目的</th> <th style="width: 55%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号</td> <td>自家型発行者の氏名、商号又は名称 第三者型発行者の商号又は名称</td> <td style="text-align: center;">貸出印</td> <td style="text-align: center;">返却印</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	縦覧の目的				登録番号	自家型発行者の氏名、商号又は名称 第三者型発行者の商号又は名称	貸出印	返却印																	<p>別紙様式 13（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">縦覧の目的</th> <th style="width: 55%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号</td> <td>自家型発行者の氏名、商号又は名称 第三者型発行者の商号又は名称</td> <td style="text-align: center;">貸出</td> <td style="text-align: center;">返却</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	縦覧の目的				登録番号	自家型発行者の氏名、商号又は名称 第三者型発行者の商号又は名称	貸出	返却																
縦覧の目的																																																	
登録番号	自家型発行者の氏名、商号又は名称 第三者型発行者の商号又は名称	貸出印	返却印																																														
縦覧の目的																																																	
登録番号	自家型発行者の氏名、商号又は名称 第三者型発行者の商号又は名称	貸出	返却																																														
<p>別紙様式 18（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 印</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式 18（ひな型） （日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p>（略）</p>																																																